

立山町通学路等交通安全プログラム

～通学路等の安全確保に関する取組の方針～

平成 26 年 9 月

令和元年 5 月改訂

立山町通学路等安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、立山町においても、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議、実施してきました。

また、全国的に、園児の集団移動経路における交通安全確保についても必要とされていることから、通学路に合わせて園児の移動経路についても取組んでいくこととしています。

引き続き、通学路や園児の集団移動経路（以下「通学路等」という。）の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連絡体制を構築し、「立山町通学路等交通安全プログラム」を策定し、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路等の安全を図っていきます。

2. 通学路等安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下のメンバーとする「通学路等安全推進会議」を設置し、本プログラムは、この会議において議論し、策定するものとします。

- ・立山町副町長
- ・立山町教育委員会
- ・上市警察署
- ・立山土木事務所
- ・立山町建設課
- ・立山町健康福祉課
- ・立山町住民課
- ・立山中央小学校長
- ・立山区域PTA連合会長
- ・立山町交通安全協会事務局長
- ・立山町交通指導委員会会長
- ・立山町保育士会会長

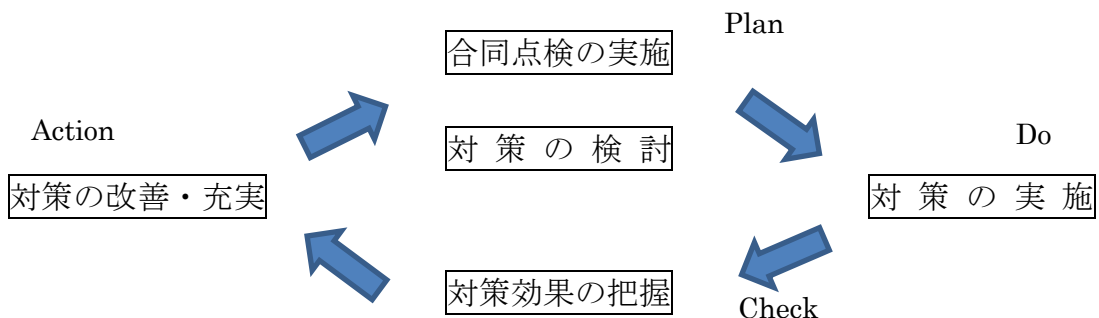
ただし、必要に応じ、オブザーバーとして、関係機関の代表者に参加してもらうものとする。

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路等の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]

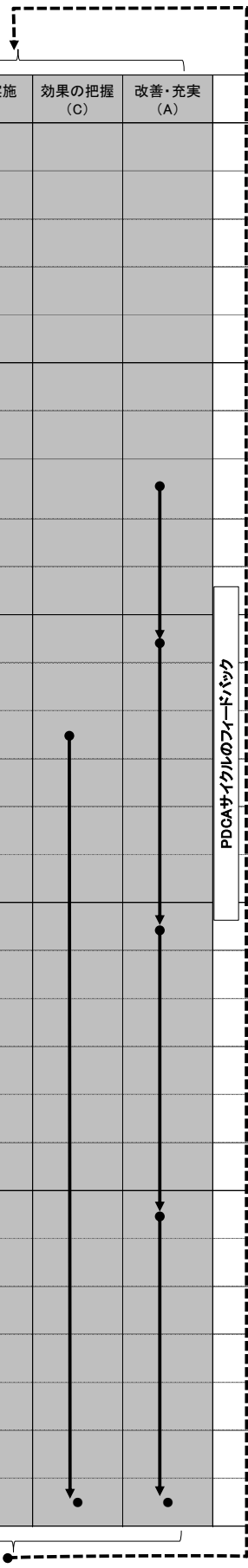


年間スケジュールに基づいた、PDCAサイクル活動

[第1期 H26～H30(5ヵ年計画)]

日程		抽出・点検・検討 (P)	対策実施 (D)	効果の把握 (C)	改善・充実 (A)	項目	内容	備考
1年目(H26)	4月～5月	●				抽出	点検箇所の抽出	
	6月～7月	↓				合同点検	合同点検の実施 対策の検討	H26.7.9 立山町通学路安全推進会議を構築 H26.7.11～23 通学路合同点検
	8月	↓				検討・会議	対策内容の確認	H26.8.22 小委員会
	9月					公表	対策箇所の公表	H26.9.25 立山町通学路安全推進会議 町ホームページにて公表
	10月～3月		●			実施	対策実施 (ハード・ソフト対策)	
2年目(H27)	4月～5月	●				抽出	点検箇所の抽出	
	6月～7月	↓				合同点検	合同点検の実施 対策の検討	H27.6.16～7.2 通学路合同点検 H27.7.16、H27.7.31 小委員会
	8月	↓			●	会議	対策内容の確認	H27.8.6 ゾーン30可能性調査 H27.8.24通学路合同点検(追加) H27.8.28立山町通学路安全推進会議
	9月					公表	対策箇所の公表	H27.9.11 町ホームページにて公表(更新)
	10月～3月		●			実施	対策実施 (ハード・ソフト対策)	
3年目(H28)	4月～5月	●			●	抽出	点検箇所の抽出	
	6月～7月	↓				合同点検	合同点検の実施 対策の検討(夏期)	H28.6.15～6.29通学路合同点検(夏期) H28.7.29 小委員会
	8月	↓		●		会議・把握	対策内容の確認 効果の把握	H28.8.5 ゾーン30指定確認(釜ヶ淵小エリア) H28.8.26立山町通学路安全推進会議
	9月					公表	対策箇所の公表	H28.9.15 町ホームページにて公表(更新)
	10月～1月		●			実施	対策実施 (ハード・ソフト対策)	H29.2.1～2.6 保護者等アンケートの実施(対象者945人)
	2月～3月					合同点検	合同点検の実施 対策の検討(冬期)	H29.1.31～2.8 通学路合同点検(冬期) H29.3.31 ゾーン30施行(釜ヶ淵小エリア)
4年目(H29)	4月～5月	●			●	抽出	点検箇所の抽出	
	6月～7月	↓				合同点検	合同点検の実施 対策の検討	H29.6.16～6.30通学路合同点検(夏期) H29.8.4 小委員会
	8月					会議・把握	対策内容の確認 効果の把握	H29.8.25立山町通学路安全推進会議
	9月					公表	対策箇所の公表	H29.9.20 町ホームページにて公表(更新)
	10月～3月		●			実施	対策実施 (ハード・ソフト対策)	
	2月～3月					合同点検	合同点検の実施 対策の検討(冬期)	H30.1.30～2.9 通学路合同点検(冬期)
5年目(H30)	4月～5月	●			●	抽出	点検箇所の抽出	
	6月～7月	↓				合同点検	合同点検の実施 対策の検討	H30.6.22～7.10 通学路合同点検(夏期) H30.8.10 小委員会
	8月					会議・把握	対策内容の確認 効果の把握	H30.8.24 立山町通学路安全推進会議
	9月					公表	対策箇所の公表	H30.9.25 町ホームページにて公表(更新)
	10月～3月		●			実施	対策実施 (ハード・ソフト対策)	
	2月					合同点検	合同点検の実施 対策の検討(冬期)	H31.1.29～2.12 通学路合同点検(冬期)
	2月～3月		●	●	●	まとめ	取組みの総まとめ	立山町通学路安全推進会議 町ホームページにて公表(更新)

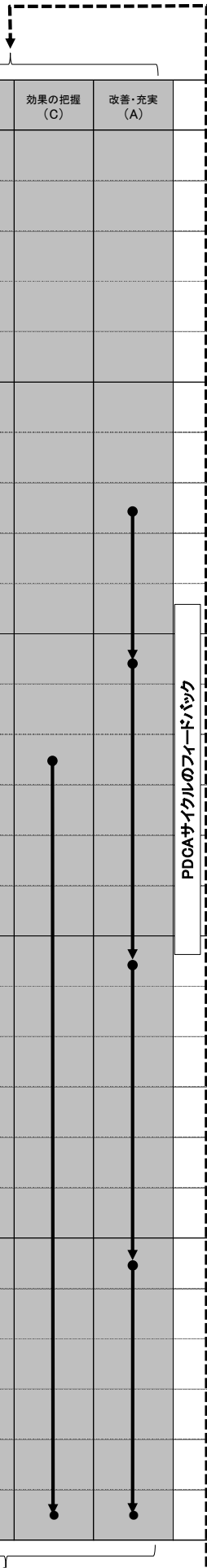
PDCAサイクルのフィードバック



[2期 R元～R5(5カ年計画)]

日 程		抽出・点検・検討 (P)	対策実施 (D)	効果の把握 (C)	改善・充実 (A)	項目	内容	備考
6年目 (R1)	4月～5月	●				抽出	点検箇所の抽出	R1.5.31 (拡大)立山町通学路安全推進会議
	6月～7月	↓				合同点検	合同点検の実施 対策の検討	R1.6.21～7.04 通学路合同点検(夏期)
	8月	↓				検討・会議	対策内容の確認	R1.8.5～8.6 園児等の移動移動経路点検 R1.8.30 小委員会
	9月	↓				公表	対策箇所の公表	R1.9.4 第2回(拡大)立山町通学路安全推進会議 町ホームページにて公表(更新)
	10月～3月		●			実施	対策実施 (ハード・ソフト対策)	R1.1.29～2.6 通学路等合同点検(冬期)
7年目 (R2)	8月～9月	●				抽出	点検箇所の抽出	
	10月～11月	↓				合同点検	合同点検の実施 対策の検討	R2.10.19～11.11 通学路等合同点検(夏期) R2.11.30 小委員会
	12月	↓				会議	対策内容の確認	R2.12.3 立山町通学路等安全推進会議
	1月	↓				公表	対策箇所の公表	町ホームページにて 公表(更新)
	10月～3月		●			実施	対策実施 (ハード・ソフト対策)	通学路等合同点検(冬期)
8年目 (R3)	4月～5月	●				抽出	点検箇所の抽出	
	6月～7月	↓				合同点検	合同点検の実施 対策の検討(夏期)	R3.6.22～6.30 通学路等合同点検(夏期)
	8月	↓		●		会議・把握	対策内容の確認 効果の把握	
	9月	↓				公表	対策箇所の公表	
	10月～1月		●			実施	対策実施 (ハード・ソフト対策)	
	2月～3月					合同点検	合同点検の実施 対策の検討(冬期)	
9年目 (R4)	4月～5月	●				抽出	点検箇所の抽出	
	6月～7月	↓				合同点検	合同点検の実施 対策の検討	R4.6.22～7.7 通学路等合同点検(夏期) R4.7.26 小委員会
	8月	↓				会議・把握	対策内容の確認 効果の把握	R4.9.6 立山町通学路等安全推進会議
	9月	↓				公表	対策箇所の公表	町ホームページにて 公表(更新)
	10月～3月		●			実施	対策実施 (ハード・ソフト対策)	
	2月～3月					合同点検	合同点検の実施 対策の検討(冬期)	通学路等合同点検(冬期)
10年目 (R5)	4月～5月	●				抽出	点検箇所の抽出	
	6月～8月	↓				合同点検	合同点検の実施 対策の検討	通学路等合同点検(夏期) 小委員会
	8月	↓				会議・把握	対策内容の確認 効果の把握	保護者等アンケートの実施 立山町通学路等安全推進会議
	9月	↓				公表	対策箇所の公表	町ホームページにて 公表(更新)
	8月～3月		●			実施	対策実施 (ハード・ソフト対策)	
	2月					合同点検	合同点検の実施 対策の検討(冬期)	通学路等合同点検(冬期)

PDCAサイクルのフィードバック



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・町内の学校および保育園、こども園を1年に1回、合同点検を実施します。
- ・実施時期は、積雪時の危険箇所の把握も必要であることから、必要に応じて冬期間も実施します。
- ・効率的、効果的に合同点検を行うため、通学路等安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・学校および保育園、こども園ごとに、学校、保育園およびこども園、保護者、道路管理者、警察、PTA等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置、防犯灯の設置、カーブミラーの設置、信号機の設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育、通学や散歩等の仕方の指導等のソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。
- ・点検結果については、関係機関にフィードバックします。

(4) 対策の実施

- ・実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

○合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、

- ・学校については、保護者へのアンケートを実施
- ・対策実施前後の状況から必要に応じてデータ測定の実施(車両と歩行者の離隔等)

など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を行います。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・学校については、学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため「対策一覧表」、「対策箇所図」を作成し、ホームページ等で公表します。

立山町通学路等安全推進会議会則

(名 称)

第1条 この会議は、立山町通学路等安全推進会議（以下「本会議」という）と称する。

(所掌事項)

第2条 本会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 通学路等の合同点検、対策内容の検討、対策の実施に関する事。
- (2) 通学路等の安全推進に関する基本方針の策定・公表に関する事。
- (3) その他通学路等の安全確保に必要な事項に関する事。

(組 織)

第3条 本会議は、立山町、立山町教育委員会、町立学校、PTA、立山町保育士会、警察、道路管理者、立山町交通安全協会、立山町交通指導員会をもって組織し、会長を置くものとする。

- 2 会長は、立山町副町長をもって充てる。
- 3 会長は、会議を総理し、会議を代表する。

(会 議)

第4条 会議は、会長が召集し開催する。

- 2 会長が必要と認めるときは、会議の構成員以外の職員及び関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、会議の構成員による小委員会を設置することができる。

(庶 務)

第5条 会議の庶務は、立山町教育委員会、立山町建設課、住民課及び健康福祉課が行う。

附 則

平成26年7月9日施行

通学路等安全推進会議の構成

所属・職名
立山町副町長（会長）
上市警察署地域交通課長
立山土木事務所道路班班長
立山町小学校長会会長
立山区域PTA連合会会長
立山町保育士会会長
立山町交通安全協会事務局長
立山町交通指導員会
立山町役場健康福祉課長
立山町役場建設課長
立山町役場住民課長
立山町役場教育課長
（事務局）建設課、住民課、教育課、健康福祉課

オブザーバー

所属・職名
立山北部小学校校長
高野小学校校長
利田小学校校長
釜ヶ淵小学校校長
立山小学校校長
雄山中学校校長
健康福祉課課長
岩嶺保育所所長
下段保育所所長
むつみ幼稚園園長
かがやき保育園園長
あおぞら保育園園長
高原保育園園長
みどりの森保育園園長